（救援事務費）

第十五条　法第七十五条第一項の救援の事務を行うのに必要な費用（以下「救援事務費」という。）は、次の各号に定めるところによる。

一　救援事務費に支出できる範囲は、救援の事務を行うのに要した経費（救援の実施期間内のものに限る。）及び法第百六十八条第一項第二号に規定する避難住民等の救援に関する措置に要する費用の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。

イ　時間外勤務手当

ロ　賃金職員等雇上費

ハ　旅費

ニ　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）

ホ　使用料及び賃借料

ヘ　通信運搬費

ト　委託費

二　各年度において、前号の救援事務費に支出できる費用は、前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百四十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、当該合算した額の合計額が、当該年度に支出した救援事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

イ　三千万円以下の部分の金額については百分の十

ロ　三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九

ハ　六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八

ニ　一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七

ホ　二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六

ヘ　三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五

ト　五億円を超える部分の金額については百分の四

三　前号の「救援事務費以外の費用の額」とは、第二条から前条までに規定する救援の実施のために支出した費用、法第百五十九条第一項に規定する損失の補償に要した費用の額（法第八十一条第二項及び第三項並びに第八十二条の規定による処分に係るものに限る。）、法第百五十九条第二項に規定する実費の弁償に要した費用の額並びに法第百六十条第一項に規定する損害の補償に要した費用の額（法第八十条第一項の規定による要請を受けて救援に必要な援助について協力をした者に係るものに限る。）及び法第百六十条第二項に規定する損害の補償に要した費用の額の合計額（救援事務費の額を除く。）をいう。

［条を加える。］

（準用）

第十六条　第一条から前条までの規定は、法第百七十二条第一項の緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第五十二条において準用する令第十条第一項

［条を加える。］